

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ

2024年5月1日

お客さま各位

平素は西武信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」においては、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標に掲げております。こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、以下の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金新規口座開設の取り扱いを停止します

2024年7月1日(月)より当座預金の新規開設を停止します。

*現在、当座預金をご利用のお客さまにつきましては、引続き当座預金をご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了します

2024年7月1日(月)より、2027年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む)について、代金取立での受付を終了させていただくことにしました。

政府・金融業界が一体となって、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しております。西武信用金庫では「西武ビジネスWebサービス」「でんさいサービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましても、これを機に電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上

ご相談・お問い合わせ先

詳しくは当金庫お取引店舗までお問い合わせください

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

SEIBU
西武信用金庫